

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会
データの取扱いWG（第2回）
議事概要

- 1 日時：令和3年11月29日（月）13:00～15:00
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
中村主査、生貝構成員、板倉構成員、今村構成員、澤構成員、巽構成員
谷川構成員、寺田構成員、長田構成員、藤沢構成員、森構成員
 - ・ オブザーバー、その他
日本郵政株式会社 大角 DX 推進室長
日本郵便株式会社 斎藤郵便・物流事業企画部長
戸田経営企画部調査室長
小谷情報管理・マネーローンダリング対策室長
西嶋オペレーション改革部長
個人情報保護委員会事務局 赤阪参事官
内閣官房郵政民営化推進室 西岡副室長
 - ・ 総務省
総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課 小川課長
情報流通行政局郵政行政部 今川郵政行政部長、高田企画課長、
寺村信書便事業課長、松田郵便課長（事務局）
- 4 議事次第
 - (1) 青森県階上町 説明 「国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供について」
 - (2) 兵庫県加古川市 説明 「加古川市における郵便データ利活用の取り組みについて」
 - (3) 事務局 説明 「郵便法における「信書の秘密」と「郵便物に関して知り得た他人の秘密」等について」
 - (4) 事務局 説明 「改正個人情報保護法を踏まえた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン改正の骨子（案）」
- 5 議事
議事次第に沿って、それぞれ説明を行い、質疑応答・意見交換を行った。概要は以下のとおり。
 - 青森県階上町から、階上町等 24 団体による地方分権改革提案事項の説明があった。具体的には、住民票の異動手続きを行わず転居した税の滞納者等の居住先を特定するため、国税徴収法第146条の2または地方税法第20条の11に基づく転居情報の照会を日本郵便に対して行ったところ、郵便法第8条の規定により一律に回答不可との対応がなされ、階上町をはじめ多くの市町村で滞納整理事務に支

障が生じているとの説明があった。

- 青森県階上町から、転居届に係る情報については、名古屋高裁の判決において、個々の郵便物の内容についての情報ではなく、住居所に関する情報であって、憲法第 21 条の「通信の秘密」や郵便法第 8 条第 1 項の「信書の秘密」に基づく守秘義務の対象となるものではないと判断されており、憲法により国民に義務づけられている納税義務を果たし、公平性を確保するため、日本郵便が国税徴収法第 146 条の 2 または地方税法第 20 条の 11 に基づく協力を要請された場合に、転居届に係る情報を提供することが可能となるように、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」において明確化するべきとの意見が表明された。
- 兵庫県加古川市から、地域の見守りのために配布した BLE タグ（ビーコン）を検知する機器を市の公用車のほか郵便車両・バイクにも搭載する実証を実施した旨の説明があった。市の公用車で BLE タグを検知できた場所は、市役所周辺、駅周辺など限られたのに対し、郵便車両・バイクで BLE タグを検知できた場所は、市域の広範囲かつ細かい道にも及んでいるため、市域をくまなく走る郵便車両・バイクのプロブデータを活用して、振動情報等を分析し、道路の維持補修に利用したいとの提案があった。さらに今後の連携可能性として、地域の見守り活動、道路損傷・不法投棄の情報提供、土砂災害発生時の居住実態、災害時にどの道路が通れるかを把握するためのプロブデータの利活用等について提案があった。
- プロブデータの提供等については、情報が詳細になれば、郵便配達の有無等が明らかになる場合があると思う反面、システム設計やビジネス設計の方法によっては、郵便法第 8 条等に抵触しない形で、道路の維持管理や防災への活用が実現可能なのではないかと。
- 事務局から、①「信書の秘密」の保護対象となる情報（郵便法第 8 条第 1 項）、②「郵便物に関して知り得た他人の秘密」の保護対象となる情報（郵便法第 8 条第 2 項）③個々の信書の送達には関連しない個人情報（契約者情報、料金支払状況等郵便法第 8 条の保護の対象外であるが個人情報保護法の保護対象となる情報）の 3 つの類型について、現行の「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」において、それぞれどのように記述しているか等について説明があった。
- 郵便法第 8 条は、信書の内容および存在に関する秘密を保護することが中核にあって、それを推知されないために信書に限らず郵便物に関する他人の秘密を保護するという構造と理解。
- 現行の郵便分野ガイドラインでは、転居届に係る情報は、②「郵便物に関する他人の秘密」であって、比較衡量の結果、提供する利益が秘密を守る利益を上回る

場合に提供可能と整理されているが、提供の可否を比較衡量により判断する必要があることから、事業者は判断に窮し、照会者側も提供をなかなか受けられず困るだろう。むしろ、転居届に係る情報は、②「郵便物に関する他人の秘密」ではなく、③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」として、郵便法第8条の保護の対象外であるが個人情報保護法によって保護されるもの（個人情報保護法が定める例外事由に該当する場合は提供可能）と整理できるのではないかと考える。

- 信書の秘密、通信の秘密は、特定の個々の通信との紐付きとの関係を考慮すべきであり、転居届に係る情報の場合分けが発生するのではないかと考える。個別の郵便物が転送されたときに、その転送先を照会された場合は、②「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当し、一般論として出されている転居届情報を照会された場合は、個別の郵便物とは関連性がないので、③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」に該当するものと考えられる。
- 郵便法第8条第2項の②「郵便物に関して知り得た秘密」の「郵便物」は、抽象的な郵便物ではなく、「ある（特定の）郵便物」に関して知り得た秘密を意味するものと条文解釈できる。このため、抽象的に郵便に使われるだけの情報である転居情報は、③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」ではないかと考える。
- 電気通信では、弁護士会照会等に回答しているものとして、契約者の氏名、住所、移転先等のほか、旧電話番号から新電話番号に変った情報や電話転送設定情報も、契約者情報として個々の通信には関連しない個人情報、個人情報保護法の保護対象として取り扱っている。電気通信事業との平仄を考慮すれば、転居届に従って別の住所に配達したという情報は②「郵便物に関して知り得た他人の秘密」だが、転居届情報自体は、普通の契約者情報と同じ扱い（③「個々の信書の送達には関連しない個人情報」）でよい。
- 一方で、郵便法第8条第1項は個々の信書の秘密、第2項は、業務上の秘密を守らなければならないという趣旨から、全般的な信書の秘密と個々の郵便物の秘密、全般的な郵便物の秘密という解釈もありえるのではないかと考える。
- 転居届に係る情報の取扱いについては、ストーカーやDV被害などへの対応についても議論が必要。
- 郵便法の規定の解釈に関して、民営化前と民営化された現在との間で、乖離が起きている可能性があり、民営化された現状に即して、郵便法の観点から守るべきデータと、広く民間企業一般が対象となる個人情報保護法の観点から守るべきデータに整理する必要がある。
- 万国郵便条約には、信書の秘密に関する規定はなく、同条約の第10条において、利用者の個人情報は、それぞれの国において適用される国内法令に従って取り扱うことが定められている。諸外国において、郵便事業に係る個人情報が、どのよ

うな場合に公的機関等へ提供されているのか分かれば、参考になるのではないか。

- 事務局から、個人情報保護法の令和 2 年及び令和 3 年改正を踏まえた「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正の骨子案について説明があった。

(以上)